

社会福祉法人 みのり愛の会  
本部旅費交通費規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 みのり愛の会(以下「法人という)の定款第八条に基づき「評議員の報酬等」及び第二一条「役員の報酬等」を支給するために定める。また、定款第6条2項の評議員選任・解任委員、法人から助言を求めた役員以外の元理事へ支給する。

(役員の範囲)

第2条 本規定における役員は、定款第五条に記載の評議員、第六条2項の評議員選任・解任委員、第一五条に記載の理事及び評議員とする。

(交通費)

第3条 第2条の役員に交通費を下記により支給する。

2. 役員の交通費の支給額は、原則として自宅から活動場所までの往復に係る実費に相当する額とする。
3. 交通費の支給を受けようとする役員は、交通費内容を理事長に届け出る。

(旅費及び会費の額)

第4条 第2条の役員が、法人の業務により、出張する場合は、会費及び旅費交通費を支給する。

(出張雑費)

第5条 第2条の役員が、法人の業務により出張する場合は、「役員報酬規程」第3条(報酬の額)に従い支給する。

(出張費)

第6条 第2条の役員が、法人の業務を遂行するため宿泊を伴う出張する場合は、宿泊費として出張費を支給する。

但し、15,000円を上限として実費支給する。

(規定の改廃)

第7条 本規定の改廃については理事会及び評議員においてこれを行う。

附 則

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

この規定は、平成18年4月1日より施行する。

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。